

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するもののうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等12機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和5年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和6年5月17日～令和6年6月26日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

会計名	監査対象機関名		監査実施日
病院事業	保健医療介護部	健康増進課 医療指導課	令和6年6月5日～令和6年6月7日
流域下水道事業	建築都市部	下水道課	令和6年5月30日～令和6年5月31日 令和6年6月11日～令和6年6月14日
		建築都市総務課	令和6年6月11日～令和6年6月14日
		流域下水道事務所	令和6年5月22日～令和6年5月23日
	県土整備部	南筑後県土整備事務所	令和6年6月26日
		直方県土整備事務所	令和6年6月4日
		八女県土整備事務所	令和6年6月25日
		北九州県土整備事務所	令和6年5月21日
電気・工業用水道・工業用地造成事業	企業局	管理課 （電気・工業用水道・工業用地造成事業）	令和6年6月19日～令和6年6月21日
		矢部川発電事務所 （電気事業）	令和6年5月17日
		荻田事務所 （工業用水道・工業用地造成事業）	令和6年5月28日～令和6年5月29日

(2) 主な監査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）

注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
保健医療介護部 (病院事業会計)	収 入	1	行政財産の目的外使用料に係る納入通知書の納期限について、調定の日から20日以内とすべきところ、これを超えた日付としていた。
建築都市部 (流域下水道事業会計)	工事用地 補償	1	調査業務委託において、一部の調査を夜間実施から昼間実施へ変更した際、交通誘導警備員の経費を昼間実施の金額に変更していなかったため、積算過大となっていた。
計		2 件	